

# 里耶秦簡に見える秦代行政と算術

陳 偉

(日本語訳 大川俊隆)

The application for the administration of the arithmetic discovered  
in the Qin Bamboo Strips from Liye (里耶)

CHEN Wei

[この論文は、2013年4月21日、中国古算書研究会と中国出土文献研究会の共催の下、大阪産業大学梅田サテライト教室で行われた陳偉氏の講演会の内容に、さらに氏自身が加筆した中国語原稿を基に翻訳したものである]。

【なお、本文は、中国教育部哲学社会科学重大課題攻関項目“秦簡牘的綜合整理与研究”(08JZD0036)の成果である。】

中国では戦国・秦漢期に、算術に繁栄を誇る状況が現れる。伝世の数学經典には『周髀算經』『九章算術』がある。最近10-20年間に出土した秦漢簡牘にも算術書が数部ある。岳麓書院秦簡『数』、北京大学の秦簡算書、張家山漢簡『算数書』、睡虎地漢簡『算術』がそれである。意義深いのは、さらに簡牘文献中に算術が応用された大量の実例が存在することである。ここで我々は里耶秦簡を例として、秦王朝の行政運用における算術の応用について考察しよう。

里耶秦簡は、2002年に湖南龍山県の里耶古城1号古井から、2005年に里耶古護城壕から発見された簡牘、約36000枚余りを指す。その中に文字があるのは17000枚余りで、大多数は官府の文書である。以前にバラバラに発表されたものを除けば、主要には『里耶秦簡』の名称で5冊に分けて出版される。第1冊は2012年初頭に出版され、第2-5冊は続いて出版される予定である。我々は、すでに刊行された第1冊の2000余枚の簡牘を依拠

---

平成25年7月1日 原稿受理

として議論しよう。

大きく2つの問題に分けて論じよう。Ⅰ、「算術の行政中での広範な応用」Ⅱ、「数種類の記数文書」とする。最後に初歩的理解を少し述べる。

## Ⅰ、算術の行政中での広範な応用

北京大学秦簡の算書甲篇に久次と陳起の問答が一つ記されている。久次が問う「官に臨み政に蒞みて事を興すに、何ぞ数を急と為す」。陳起は答えて「数として急ならざる者無し」と言い、続けて「数」と関連する多くの事例を列挙する。「米粟髹漆」「甲兵筋革」「鍛鉄鑄金」「塹籬鑿濠」「和攻（功）度事」<sup>1)</sup>などである。里耶秦簡の中で算術に関係する領域は実際広範で、官府の各部門や行政運行の各領域・各部に遍く及ぶとすることができる。我々は6方面の事例を挙げて説明しよう。

### 1、戸籍

里耶秦簡には、異なった階層の戸籍の記録がある。8-1236+8-1791はおそらくある村落の資料であろう。

今見（現）一邑二里：大夫七戸、大夫寡二戸、大夫子三戸、不更五戸、□□四戸、上造十二戸、公士二戸、従廿六戸。

（現有の一邑二里、大夫は7戸、大夫の寡婦は2戸、大夫の子は3戸、不更は5戸、□□は4戸、上造は12戸、公士は2戸、従は26戸）

廿七年、遷陵貳春郷積戸……

亡者二人。率之、萬五千三戸而…… 8-927

（27年、遷陵縣貳春郷の延べ戸数…、逃亡者2名。これを計算すれば、15003戸で…）

これは秦始皇帝27年の遷陵縣貳春郷の戸数資料である。

卅二年、遷陵積戸五萬五千五[百]卅四。8-552

（32年、遷陵縣の延べ戸数55534）

これは秦始皇帝32年の遷陵縣の戸数資料である。

戸籍資料は2種に分かれる。1種は「積戸」で、1種は「見（現）戸」である。

卅四年八月癸巳朔癸卯、戸曹令史韃疏書廿八年以盡卅三年見戸數牘北（背）、移獄具集上、如請史書。/ 雜手。8-487+8-2004

廿八年見（現）百九十一戸。

廿九年見（現）百六十六戸。

卅年見（現）百五十五戸。

卅一年見（現）百五十九戸。

卅二年見（現）百六十一戸。

卅三年見（現）百六十三戸。8-2004 背

（34年8月癸巳朔癸卯、戸曹の令史である韃が28年より33年までの現戸数をこの牘（文書）の背に簡条書きして、獄具集（具獄案件集）を移送し献上します。請史書（意味不明）の如く取り扱われたい。韃が記した）。（背の簡文は省略。）

9-1706+9-1740に「廿九年遷陵見戸百六十六」との記載があるが、これは8-2004背に記す廿九年の「見（現）百六十六戸」の数値と一致する。よって8-2004が記すのもまた遷陵県の資料である。

8-2004中、32年の「見戸」は161であるが、8-552では「積戸」を55532と記しており、両者の差はあまりにも大きい。「見戸」は租賦と関係し（第三節「租賦」を参照）、おそらく租賦の負担者であろう。「積戸」には租賦に関係するものを見ない。よって2種の「戸」はおそらく同時に存在しながら異なった性質を有するものであろう。

秦代の戸籍登記は「戸籍」と「年籍」の2つに分かれる。前者は家族に対するものであり、里耶古城城壕中より多くの実物が既に発見されている<sup>2)</sup>。後者は個人に対するもので、里耶16-9号簡<sup>3)</sup>に見える。

廿六年五月辛巳朔庚子、啓陵郷□敢言之：都郷守嘉言渚里□□効等十七戸徙郷、皆不移年籍。令曰移言。• 今問之、効等徙□書告都郷曰：啓陵郷未有葉（牒）、毋以智（知）効等初産至今年數、□□□□謁令都郷具問効等年數。敢言之。16-9

（26年5月辛巳朔庚子、啓陵郷の□が申し上げます。都郷の守である嘉が言うには、渚里□□効等十七戸が郷をうつりましたが、皆な年籍を移していません。令には（年籍を）送れとあるのに。今この件を問いただしたら、効等が徙る際、都郷には書面で、啓陵郷には牒がないので、彼らの生年や年数を知るすべがない、といったということ

です。都郷に効らの年数を問わせてください)

『二年律令』戸律 328-330 には、

恒以八月令郷部嗇夫、吏、令史相襍案戸、籍副藏其廷。有移徙者、輒移戸及年籍爵細徙所、並封。留弗移、移不並封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩。數在所正、典弗告、與同罪。(常に8月に、郷部嗇夫・吏・令史に共同で戸を調査させ、籍の副本はその廷に収蔵する。住所を移す者があれば、そのたびに戸籍と年籍・爵の詳細を、移った所に移送し、あわせて印で封じる。それを留めて移送しなかったり、移送しても封をしていないとき、および実際に戸籍を移さないことが10日以上であれば、いずれも罰金4兩。戸籍がある所の正や典が告さなければ、与同罪)。

と記載されている。里耶秦簡 16-9 を見れば、この漢律は秦「令」に来源することが分かる。現在まだ直接秦代に「戸籍」という語を見ることができていないが、秦簡の記述を漢簡と対比してみれば、当時すでに「戸籍」という名称が既にあったことが推測できよう。

「年数」とは年齢のことで、これは当然年籍の一要素である。我々が注意しなければならないことは、年籍にさらにその他の内容が記載されているか否かということである。里耶秦簡には幾つかの人体に対する描写がある。例えば、

媼皙色、長二尺五寸、年五月、典和占。

浮皙色、長六尺六寸、年卅歲、典和占。8-550

(媼、皮膚の色は皙色、身長2尺5寸、年齢5ヶ月。里典の和が登記した。 浮、皮膚の色は皙色、身長6尺6寸、年齢30。里典の和が登記した)

故邯鄲韓審里大男子吳騷、爲人黃皙色、橢面、長七尺三寸……年至今可六十三、四歲、行到端、母它疵瑕、不知衣服、死産、在所……8-894

(元の邯鄲縣韓審里の大男子、吳騷、皮膚の色は黄皙色、顔形は橢円形、身長7尺3寸、…年齢今にいたれば63、4歳ばかり。歩くに到端(未詳。或いは「倒端」で、びっこを引くか)、他の欠陥無し、衣服・生死・現在の所在・・・は不明)

遷陵獄佐士伍胸忍成都謝、長七尺二寸、年廿八歲、白皙色。舍人令佐取占。8-988

(遷陵県獄佐で、士伍の胸忍県成都里の謝、身長7尺2寸、年齢28、皮膚の色は白皙色。舍人令佐の取が登記した)

「占」は登記の意味である。張家山漢簡『奏讞書』案例二に、「媚故黠婢、楚時亡、六年二月中得媚、媚未有名數、即占數（媚はもと点の婢であったが、楚の時に逃げ、漢の6年2月中に媚を捕らえた。媚には名數（戸籍）がまだなかったので、その戸籍を登記した）」とある。年齢以外に、身長・皮膚の色等も年籍の内容だったのであると我々は推測できる。これらは必要な時に、身分を確認する標識としたためである。

## 2、土地

8-1519は遷陵県の35年の墾田記録であり、輿田の数・税田の数・戸数と田租の数を含み、かつ三つの郷の数値がそれぞれ列記されている。

遷陵卅五年墾田輿（舉）五十二頃九十五畝、税田四頃□□戸百五十二、租六百七十七石。率之、畝一石五；戸嬰四石四斗五升、奇不率六斗。8-1519

啓田九頃十畝、租九十七石六斗。

都田十七頃五十一畝、租二百卅一石。

貳田廿六頃卅四畝、租三百卅九石三。

凡田七十頃卅二畝。・租凡九百一十。

六百七十七石。8-1519 背

（遷陵縣の35年の墾田の総数52頃95畝。税田4頃（51畝）、戸数152、[税田からの]租677石。これを平均すれば、畝ごとに1石5斗。戸ごとでは4石4斗5升となり、余数は6斗となる。

啓陵郷の田9頃51畝、租97石6斗。都郷17頃51畝、租241石。貳春郷26頃34畝、租339石3斗。凡そ田70頃42畝。租凡そ910石。677石）。

8-488に記載される「戸曹七計」の中に「田提封計」という語があり、田地の登記や管理が秦の行政の重要な任務であったことを表している<sup>4)</sup>。

耕地以外にも秦朝は地図の測量製図を通して、全国の土地資源への掌握を進めた。8-224+8-412+8-1415は、次のようである。

其旁郡縣輿接（接）界者毋下二縣、以□爲審、即令卒史主者操圖詣御史、御史案讎更并、定爲輿地圖。有不讎、非實者、自守以下主者

（その付近の郡県で境界を接しているのが二県より少なかってはならず、これを確かにして、ただちに卒史の担当者に図を持って御史に至らせよ。御史はそれを校訂して

さらに合わせ、定めて輿地図とせよ。符合せず、実でないものがあれば、守より以下の担当者が、・・・)

その中では必ずや複雑な算術の仕事が関わる。『史記』蕭相国世家に、  
沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府分之、何獨先入收秦丞相御史律令圖書藏之。  
……漢王所以具知天下阨塞、戸口多少、強弱之處、民所疾苦者、以何具得秦圖書也。  
(沛公の咸陽に至るに際し、諸將みな争って金帛財物の府に走り之を分けた。蕭何は  
独り先に入り秦の丞相御史の律令・圖書を収蔵した。・・・漢王が天下の厄塞・戸口  
の多少・強弱の個所・民の苦しむところをつぶさに知り得たのは、蕭何が秦の圖書を  
得たからである)

とある。今、上のような秦代の地図測量・製図に関する規定を見ることができ、秦朝の創始したこの事業に対して、より具体的な理解を有することができるのである。

幾つかの特別な資源について、より詳細な記録がある。8-455 に次のような記載がある。

貳春郷枝枸志。

枝枸三木。……下廣一畝、格廣半畝、高丈二尺。去郷七里。卅四年不實。

(貳春郷枳枸志。枳枸三本。…下面積1畝、枝面積半畝、高さ1丈2尺。郷から7里。  
34年は実らなかった)

枝枸は枳枸(シコク)、俗称は「拐棗」。やや特殊な果樹で、当時貢物とされた。「貳春郷枝枸志」の中で、その位置・数量・占地面积および樹枝が覆う面積(格廣)・高さが記録されている<sup>5)</sup>。

### 3、租賦

上で引いた8-1519号簡には遷陵県の始皇帝35年の墾田の租の内容が記されている。8-1246は、「禾稼租志」の記録に誤りがあったことについての尋問文書である。

廿九年正月甲辰、遷陵丞昌訊……

• 鞫口悍上禾稼租志誤少五【穀】……

(29年正月甲辰、遷陵縣の丞である昌が訊く。• 取り調べたところ、悍が奉った「禾稼租志」は誤って五穀の……が少ない)

里耶秦簡中には、さらに戸賦・戸芻錢・羽錢や義賦がある。

卅四年、啓陵郷見戸當出戸賦者志：

見戸廿八戸、當出繭十斤八兩。8-518

(34年、啓陵郷の現在の戸口で戸賦を出すべき者の志。現在の戸28戸、繭10斤8兩を出すべし)

繭六兩。卅五年六月戊午朔丁卯、少内守……8-96

(繭6兩。35年6月戊午朔丁卯、少内の守の……)

絲三斤。卅五年四月己未朔己巳、少……8-1097

戸芻錢六十四。卅五年。……8-1165

廿七年羽賦二千五【百】……8-1735

……【黔首】當出義賦者令皆……8-1199

(人民で義賦を出すべき者は、……)

秦漢期の戸賦や芻稟税は、以前あまり理解されていなかった。『二年律令』255号簡に次のように云う。

卿以下，五月戸出賦十六錢，十月戸出芻一石。足其縣用，餘以入頃芻律入錢。

(卿以下は、五月に戸毎に賦十六錢を納め、十月に戸毎に芻(まぐさ)一石を納める。

その県の必要分を充足すれば、余剰分は入頃芻律の規定に従って錢を納める)

于振波先生は秦漢の関連する簡を結びつけ次のように指摘する。「戸芻とは『二年律令』が規定する戸毎に納付する芻のことで、戸賦の一部であり、「田芻」とは『二年律令』が規定する頃毎の芻のことであり、芻稟税の一部である」と。戸賦と芻稟税を分離したのである<sup>6)</sup>。8-1165が記しているのは、漢律の「戸芻錢」に相当する。そして前の3例(8-518、8-96、8-1097)において、戸賦として納付している繭糸は、漢律の「五月戸出賦十六錢」と関連するものかも知れない。

#### 4、稟食

稟食の記録は、里耶秦簡中に極めて多い。大体2種に分かれ、一つは当地での稟食の記

載で、もう一つは、外出用の給食文書である。当地における稟食の対象には、官員も刑徒もあり、成人も幼児もいる。ほぼ『效律』の規定に基づき、主管の官員・佐あるいは史・稟人の3人が共同で発給し、そして史あるいは佐により記録される<sup>7)</sup>。我々は幾つかの例証を見てみよう。

稻一石一斗八升。 卅一年五月乙卯、倉是、史感、稟人援出稟遷陵丞昌。

• 四月、五月食。

令史尚視平。感手。8-1345+8-2245

(稻1石8升。 31年5月乙卯、倉の是・史の感・稟人の援が稟食を出して遷陵県の丞である昌に授けた。4月・5月の食。令史の尚が監督し、感が記した)

徑廩粟米一石九斗五升六分升五。 卅一年正月甲寅朔丁巳、司空守增、佐得出以食春、小城旦涓等卅七人、積卅七日、日四升六分升一。

令史□視平。 得手。8-212+8-426+8-1632

(徑廩(倉の名)の粟米1石9斗5升6分の5升。 31年10月甲寅朔丁巳、司空の守である增・佐である得が(稟食を)出して春・小城旦の涓ら47人に食させた。総日数47日、日に4升6分の1升。令史である□が監督し、得が記した)

稻四斗八升少半半升。卅一年八月壬寅、倉是、史感、稟人堂出稟隸臣嬰自(兒)槐庫。

令史悍[視]平。 六月食。 感手。8-217

(稻4斗8升3分の1と半升(6分の5升)。 31年8月壬寅、倉の是・史の感・稟人の堂が(稟食を)出して隸臣の嬰兒槐庫に授けた。令史の悍が監督した。6月の食。感が記した)

官吏や徒隸の公的出張時には、倉を主管する官員より県の長官に報告が出され、既に発給された食糧の期限を説明し、公文書を発送し、「過ぎる所の県・郷、次を以て食を続けよ」との文言を与えることを請求する。例えば、次のようなものである。

卅五年三月庚寅朔辛亥、倉衛敢言之：疏書吏、徒上事尉府者贖北(背)、食皆盡三月、遷陵田能自食。謁告過所縣、以縣郷次續食如律。雨留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。8-1517

令佐溫。



更戌士五城父陽翟執。

更戌士五城父西中瘞。

□手。IV 8-1517 背

(35年3月庚寅朔辛亥、倉の銜が申し上げます。吏や徒で事を尉府に奉るものを牘(文書)の背に簡条書きします。食糧は3月末まで、遷陵県の糧食用の田から吏や徒が自ら取って食することができます。経過地の県に告げて「県・郷の順で食糧を続け給えること律令の如くせよ」と申請します。雨でとどめられ、宿に泊まることができなければ、その旅費を与える。副本を作るべきはそれをつくる。往復の通行証を与える。以上申し上げます。

(出張者)令佐の温。更戌で士伍の城父県陽翟里の執。更戌で士五の城父県西中里の瘞。

□が記した)

## 5、員程

「員程」という語は伝世の古書と出土簡牘両方に見える。『漢書』尹翁伝に「責めるに員程を以てす」とあり、顔師古注に「員は数である。其人及日数を計りて功程と為す」とある。我々はこの概念を利用して里耶秦簡の「員」(人員配置)と「程」(作業基準)を考察してみよう。

秦朝の各級の官吏には定員があった。例えば、

吏凡百四人、缺卅五人。・今見五十人。8-1137

(吏総計104人、欠員35人。今現在50人)

田缺吏見一人。8-1118

(田部における吏の欠員、現在1人)

少内缺吏見二人。8-1593

(少内における吏の欠員、現在2人)

貳春郷佐缺一人。□ 8-887

(貳春郷の佐の欠員1人)

下の一本の簡文はその意味を味わう価値がある。

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵郷夫敢言之：成里典、啓陵郵人缺。除士五(伍)成里甸、成、成爲典、甸爲郵人、謁令尉以從事。敢言之。8-157

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌卻之。啓陵、廿七戸已有一典、今有（又）除成爲典、何律令應？尉已除成、匄爲啓陵郵人、其以律令。……8-157 背

(32年正月、啓陵郷の夫が申し上げます。成里の典と啓陵郷の郵人が欠員です。士伍で成里の匄と成を任じ、成を典に、匄を郵人にし、尉に事に従わせるよう申請します。正月戊寅朔丁酉、遷陵県の丞である昌は之を斥ける。啓陵郷は27戸で、既に一典がいる。今また成を任じて典とするのは、どの律令が応じるのか。尉は既に成・匄を任じて、啓陵郷の郵人としている。そもそも律令をもって、……)

簡文は、27戸を有する成里は、律令によれば1名の里典を置くことができるだけなのだが、啓陵郷の夫（齋夫の名）がさらに1名置くことを申請し、県の丞から反駁されたものである。この他にも何本かの「員」に言及した簡文がある。

遷陵隸臣員不備十五人。8-986

(遷陵県の隸臣、定員15人不足)

……□百六十一人。・凡千七百八十九人。・員凡四【萬】……8-1136

……之入□。 五【萬】……

……□□□千三百八十三日、徭二日、員三萬……

……凡五萬六千六百八十四日……8-1615

8-1615はおそらく一年間徭役に服した人数の統計であろう。8-1136は徭役員数かどうか、よくわからない。8-986は最も難解である。簡文は、遷陵県の隸臣に固定した員数があると言っているのか、それとも、ある労役の人数を語っているのか、今は確定し難いのである。8-755～8-759の中に次のように記している。

令曰：吏僕、養、走、工、組織、守府門、勸匠及它急事不可令田、六人予田徒四人。徒少及毋徒、簿（簿）移治虜御史、御史以均予。

(令に云う「吏の僕・養・走・工・組織（織人）・府門の門番・勸匠および他に急な事があり、田で働かせられない場合は、6人毎に田徒4人を与える」と。徒が少なかったり、いない場合は、簿は治虜御史に移せ。御史は均しく与えよ)

内容は田徒の比例に涉っている。参考にできよう。

程は作業の基準量である。『史記』秦始皇帝本紀に、侯生・盧生が始皇帝を批判して次のように語っている。

天下之事無小大皆決於上。上至以衡石量書、日夜有呈、不中呈不得休息。

（天下の事、小大となく皆上に決す。上、衡石を以て書を量り、日夜呈あり、呈に中らざれば休息するを得ざるに至る）

その正義に「言表牋奏請、秤取一石、日夜有程期、不滿不休息。（表牋や奏請のことを言っている。日夜作業基準や期限があつて、それに満たなければ休まなかった）」と云う。里耶秦簡牘中には多種の「程」が存在する。

卅二年四月丙午朔甲寅、少内守是敢言之：廷下御史書舉事可爲恒程者、洞庭上裙直、書到言。今書已到、敢言之。8-152

（32年4月丙午朔甲寅、少内の守である是が申し上げます。県廷は御史の書を下して、「恒程（定まった程）」と為すべきものを挙げよ（と令してきましたが）、洞庭郡は「裙直」を奉りました。書が届けば言え、とありました。今書が既に届きましたので、申し上げます）

御史問直絡裙程書 8-153

（御史が「直絡裙程」について問う書）

下臨沅請定獻枳枸程……8-855

（臨沅県に下して、枳枸を献ずる程を定めることを請う）

……臬（瘵）死、過程四……8-1139

8-152と8-153が記しているのは同じ事に違いない。「直」は、李学勤先生は読んで「値」とし、価値の義とした<sup>8)</sup>。我々はかつて読んで「置」とし、「置辦」の義<sup>9)</sup>とした。私は今、「直」は校正・拉伸ではないかと疑っている。「直絡裙程」とは、おそらく絡裙（下半身に着ける軍服）の加工に関する基準であろう。

8-855は、貢納する枳枸の基準を云うものである。松柏漢簡「令丙第九」は枇杷の貢納に関する文書であり<sup>10)</sup>、枳枸の貢納を解するためあるいは参考になるであろう。

8-113は上下の文がすべて失われている。仮に推測するなら、用刑の尺度を語るものかもしれない。

## 6、賞罰

里耶秦簡中の罰金の事例はかなり多い。秦律中に「責（負債）」に言及するものには次のような簡がある。

佐州里煩故爲公田吏、徒屬。事荅不備、分負各十五石少半斗、直錢三百一十四。8-63  
 (佐の州県里の煩はもと公田の官吏であったが、(遷陵県に) 所属が移った。荅(まめ)を管理して不足数があったので、分担してそれぞれ15石3分の1斗を賠償する。その値は314錢)

……不備、直錢四百九十。少内段、佐卻分負各二百□五。8-785

(……が不足数、値錢490。少内の段・佐の卻が各々2□5錢を分けて負担する)

秦律中に「賞（罰金）」に言及するものには次のような簡がある。

冗佐公士棘道西里亭賞三甲、爲錢四千卅二。8-60+8-656+8-665+8-748

(冗佐で公士の棘道県西里の亭、罰金三甲、錢4032とする)

[一甲 = 1344 錢。三甲 =  $1344 \times 3 = 4032$  錢]

士伍巫倉洩産尸賞錢萬二千五百五十二。8-793+8-1547

(士伍で巫県倉洩里の産尸、罰金額、錢12552)

士伍巫南就日路娶賞錢二千六百……8-1083

(士伍で巫県南就里の日路、賞錢2600を取って、……)

卅年九月庚申、少内守増出錢六千七百廿、環(還)令佐朝、義、佐壹賞各一甲、史犴二甲。8-890+8-1583

(39年9月庚申、少内の守である増が錢6720を出して、令佐の朝・義・佐の壹に各々1甲を、史の犴に2甲を返還した)

ずっと以前に発表された「陽陵追贖贖錢文書」の中では、大多数は贖錢の取立てを迫るものである。贖の計量単位は甲か盾であるが、執行時は錢に換算して計算する。岳麓書院の資料によれば、一盾は384錢に当たり、一甲は1344錢に当たる<sup>11)</sup>。よって、秦簡中の贖錢の数字は往々384や1344の倍数になっている<sup>12)</sup>。甲や盾の倍数に還元できないいく

つかの贖はおそらく、既に部分的に銭高を償還しているからであろう。これが「贖余銭」（9-1、9-3、9-11）である。

更戌褻贖耐。

更戌得贖耐。

更戌堂贖耐。

更戌齒贖耐。

更戌暴贖耐。8-149+8-489

（更戌の褻は贖耐とする。更戌の得は贖耐とする。更戌の堂は贖耐とする。更戌の齒は贖耐とする。更戌の暴は贖耐とする）

刊（訊）敬：令曰：諸有吏治已決而更治 8-1832 者、其罪即重若 8-1418 益輕、吏前治者皆當以縱不直論。今甗等當贖 8-1133 耐、是即敬等縱弗論毆。何故不以縱論？  
8-1132

（敬を以下のように尋問した。令に曰く「凡そ吏がすでに裁判を行いすでに終結していながら、さらに裁判を行ない、その罪が以前より重くついたり、もしくは軽くついたりした場合は、吏で前に裁判した者は「縦不直」を以て処罰する」と。今、甗らは贖耐に当たる。すなわち敬らは見逃して処罰しなかった。何故に「縦」で処罰しないのか）

陽陵仁陽士五類有贖錢七千六百八十。9-9

（陽陵県仁陽里の士伍の類には贖錢 7680 の負債がある）

岳麓書院秦簡より、贖は馬甲を単位とすること、一馬甲は 1920 銭に当たることがわかる。9-9 号簡が記すのはまさに 4 馬甲の和である。[一馬甲 = 1920 銭。四馬甲 = 1920 × 4 = 7680 銭]

出錢千一百五十二購隸臣于捕戌卒不從……8-992

（錢 1152 を出して、隸臣の于に報獎金を与え、戌卒が…に従わないのを捕えさせる）

[金 1 両 = 576 銭。金 2 両 = 576 × 2 = 1152 銭]

豎捕戌卒□□事贖耐罪賜、購千百五十二。8-1008+8-1461+8-1532

(豎は戌卒で、事に・・・(令に従わず) 贖耐罪となった賜を捕えた。報獎金、錢 1152)

……購鉞〈錢〉五百七十六一人。8-1018

(一人に 576 錢の報獎金をかける)

[金 1 兩=576 錢]

錢三百五十。卅五年八月丁巳朔癸亥、少内沈出以購吏養城父士伍得。得告戌卒贖耐罪惡。8-811+8-1572

(錢 350。35 年 8 月丁巳朔癸亥、少内の沈が出して吏養の仕事をしている城父の士伍の得に報獎金を与えた。得は戌卒の贖耐に当たる罪惡を告発した)

睡虎地秦簡の『法律答問』135 号簡に「捕亡完城旦、購幾可(何)? 當購二兩(逃亡した完城旦を捕らえた。報獎金はいくらか。報獎金は 2 兩与えるべし)」とある。岳麓書院秦簡の資料によれば、秦朝の金 1 兩は 576 錢に当たる<sup>13)</sup>。よって、8-1008+8-1461+8-1532 と 8-1018 が記す錢高はそれぞれ金 2 兩と 1 兩に相当する。8-811+8-1572 が記す 350 錢は金の値と対応関係があるか否かは、現在のところまだ明確でない。購(報獎金)の錢高が異なっているのは、手柄の種類(逮捕か告発か)とその対象が異なっていることと関係があろう。8-170 に次のように云う、

廿八年五月己亥朔甲寅、都郷守敬敢言之：……得虎、當復者六人、人一牒、署復□于……從事、敢言之。

(28 年 5 月己亥朔甲寅、都郷里の守の敬が申し上げます。……虎を捕らえて、労役を免除すべき者 6 人、人毎に 1 牒で、免除を記して……從事せられよ。あえて申し上げます)

虎を捕らえたことにより、6 人の労役を免除したもので、これも一種の報奨に属する。

## II、数種類の記数文書

秦代の行政の算術の運用は、文書を通じて実現された。あるいは、記数文書は秦代の重要な行政文書であると云えるであろう。里耶秦簡ですでに公表された内容は、券・簿・計・課という 4 種の記数文書の見方に対して、価値ある新資料を提供している。

## 1、券

券は一種の証拠物件である。券の片側に刀で刻んだ齒があるので、ゆえにまた「契券」とも称する。初山先生はかつて券の刻齒に対し専門的研究を行い、これらの券齒は書中の数値を表していることを発見した<sup>14)</sup>。『里耶秦簡（壺）』において、張春龍先生はこれらの刻齒に対してすべて釈読を行っている。大多数の刻齒が表す数値は券書の数値と一致している。

卅五年七月戊子朔己酉、都郷守沈爰書：高里士伍廣自言：謁以大奴良、完、小奴疇、饒、大婢闌、願、多、□、禾稼、衣器、錢六萬、盡以予子大女子陽里胡。凡十一物、同券齒。  
典弘占。8-1554

(35年7月戊子朔己酉、都郷の守である沈が爰書して言う、高里の士伍の広が自ら述べるには「大奴の良・完、小奴の疇・饒、大婢の闌・願・多・□および禾稼・衣器・錢六万を尽く子の大女の陽里の胡に与えることを申し上げます」と。全部で11物となり、(券書の数値は)券齒と同じである。典である弘が登記した)

張春龍先生は注釈して云う「左側の刻齒は「六萬」である」と。「同券齒」とは券書の記す内容が刻齒の示す数値と同じであると云っているのであろう<sup>15)</sup>。

券は通常同じ内容の2組あるいは3組の文書から成る。2組の文書の時、それぞれを左券・右券と称する。3組の時、中間の一枚を「中辨券」と称する。8-435に次のように記されている。

不知器及左券在所未 8-435

(器および左券がどこにあるかわかりません・・・)

その中で「左券」に言及している。以下の2つの文書は記載が完全に同じである可能性があるが、左右券かどうか、注目に値する。

卅五年六月戊午朔己巳、庫建、佐般出賣祠宮□□□一胸于隸臣徐所、取錢一。令史□監。般手。8-1002+8-1091

卅五年六月戊午朔己巳、庫建、佐般出賣祠宮餘徹脯一胸於□□□所、取錢一。令史□監。般手。8-1055+8-1579

(35年6月戊午朔己巳、庫の建と佐の般が祠嘗の余りの徹脯一胸を隸臣の徐に売った。得た錢1錢。令史の□が監視した。般が記した。)(嘗の意味不詳)

【廿六】年十二月癸丑朔己卯、倉守敬敢言之：出西廡稻五十□石六斗少半斗輸；案粟二石以稟乘城卒夷陵士五（伍）陽□□□□。今上出中辨券廿九。敢言之。 □手。  
8-1452

(26年12月癸丑朔己卯、倉の守である敬が申し上げます。西廡の稻50□石6斗3分の1を出して輸送します。案粟2石は乗城の卒で夷陵県の士伍の陽に・・・授けます。今、出した中辨券29枚を奉ります。 □が記した)

岳麓書院秦簡 1411・1399・1403 簡に云う、

《金布律》曰：官府、爲作務市受錢、及受齋、租、質、它稍入錢、皆官爲𧇧、謹爲𧇧空、嬰（務）毋令錢能出、以令若丞印封𧇧、而人與入錢者參辨券之、輒入錢𧇧中、令入錢者見其入。月壹輸𧇧錢及上券中辨其縣廷。月未盡而𧇧盈者、輒輸之<sup>16)</sup>。

(『金布律』に云う、官府が市で作務をなして錢を受けたり、齋・質・他の小額の入錢を受け取る場合はすべて官が𧇧を作り、謹んで𧇧を空にしてから、務めて錢を出させないようにさせ、令あるいは丞の印で𧇧を封印し、どの人も入錢者に參辨券を作って与え、錢を𧇧中に入れるごとに入錢者にその錢を入れるのを見せよ。月に一度𧇧錢を運び、中辨券をその県廷に上せ。月の終らない内に𧇧が一杯になれば、そのたび毎にこれを運べ)。

中辨券が県に献上されるのは、里耶秦簡と同じである。

券書の文字と刻齒の両方が符合し、同時に2枚あるいは3枚の文書を相互に検証し、券の信頼性を大いに強めるのである。

## 2、簿

簿は里耶秦簡の中にしばしば見られる。そのなかで最も多いのは、某郷あるいは某官署の「作徒簿」(或いは「徒簿」とも略される)である。既に公開された資料から、どの単位の「作徒簿」も毎日の記録が必要であり、それが月ごと、年ごとにまとめられることがわかる。8-1069 背 +8-1434 背 +8-1520 背に記して云う、

卅二年五月丙子朔庚子、庫武敢言之：疏書作徒日簿（簿）一牒。



(32年5月丙子朔庚子、倉の武が申し上げます。「作徒日簿」一牒を簡条書きしました)

「日簿」とはおそらく日を追って記載するものを指しているであろう。8-1143+8-1631は「卅年八月貳春郷作徒簿（簿）」と自称しており、「日簿」に対して、こちらは「月簿」と称することができる。8-1559に次のように記載する。

卅一年五月壬子朔辛巳、將捕爰假倉茲敢言之：上五月作徒簿及最卅牒。8-1559

(31年5月壬子朔辛巳、將捕爰假倉の茲が申し上げます。「5月の毎日の作徒簿」と「総計」30牒を奉ります)<sup>17)</sup>

8-1143+8-1631に次のように記す。

城旦、鬼薪積九十人。

仗城旦積卅人。

春、白粲積六十人。

隸妾積百一十二人。

• 凡積二百九十二人。8-1143+8-1631

(城旦と鬼薪、延べ人数90人。仗城旦、延べ人数30人。春と白粲、延べ人数60人。隸妾、延べ人数112人。凡そ延べ人数292人)

これらの数値は一カ月の合計であり、これが「最」である。8-16には「廿九年盡歲田官徒簿（簿）廷」とある。これが一年の総計であり、「年簿」と称することができるものかもしれない。

張家山漢簡《奏讞書》案例九、十に次のような文がある。

• 蜀守讞：佐啓主徒。令史冰私使城旦環爲家作。告啓、啓詐簿曰治官府、疑罪。• 廷報：啓爲僞書也」054-055

(蜀郡の長官が以下の事件の判決についてお伺いします。佐の啓は刑徒の管理を主管しています。令史の冰はひそかに城旦の刑徒の環を自分の家で私用に使い、それを啓に伝えました。啓はそのため帳簿を改竄して、環が官府で働いていたとしました。有罪であろうと疑われます。• 廷尉より「啓は文書偽造である」と判決があった)

- 蜀守讞：采鐵長山私使城旦田、春女爲萱、令内作、解書廷、佐恬等詐簿爲徒養、疑罪。
- 廷報：恬爲僞書也」056-057

(蜀郡の長官が以下の事件の判決についてお伺いします。採鉄長の山はひそかに城旦の田、春の女を使って草刈りをさせました。佐の恬等は、帳簿を改竄して、田と女が刑徒のために炊事をやっていたことにしました。有罪であろうと疑われます。• 廷尉より「恬は文書偽造である」と判決があった)

この2件の文書が語っている偽造の対象のは、里耶秦簡によく見える「作徒簿」であるに違いない。「簿」は厳格な原文書であり、正確でなければならず、勝手に改めてはならないのである。

里耶秦簡中にはさらにその他の幾つかの簿の記載がある。例えば、8-62の「葆繕牛車簿(簿)」、8-572の「甬食簿(簿)」、8-672の「官田自食簿(簿)」などであるが、これらは、資料の不足により、多くを語るわけにはいかない。

### 3、計

里耶秦簡に見える計は大体2種ある。1種は、遷陵県とその他の県の間のお金のやり取りに関するもの、もう1種は上級機関への統計報告である。

付郵少内金錢計、錢萬六千七百九十七。8-1023

(郵県の少内の金錢計を付した。錢 16797)

8-75+8-166+8-485は比較的長文の文書であるが、残欠していて完全ではない。その中に「七月辛亥、少内守公敢言之：計不得敢(?) 臚墮有令、今遷陵已定、以付郵少内金錢計(7月辛亥、少内の守である公が申し上げます。計不得敢(?) 臚墮有令[この8字、意味不詳] 今遷陵県はすでに定まり、郵県の少内の金錢計を付した)」とある。8-1023と関連する可能性がある。『二年律令』行書律 276に「諸獄辟書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行(およそ獄辟文書で500里以上のもの、および郡県の官が財物を互いに授受して校計すべき場合の文書は、いずれも郵により移送する)」とある。これより見るに、8-1023と8-75+8-166+8-485は「郡縣官相付受財物當校計者書」であるに違いない。

上級機関への統計報告とは所謂「上計」である。『里耶秦簡(壹)』において見つけたのは以下のものである。

遷陵已計：卅四年餘見弩臂百六十九。

- 凡百六十九。

出弩臂四輪益陽。

出弩臂三輪臨沅。

- 凡出七。

今九月見弩臂百六十二。8-151

(遷陵県で上計済みのもの：34年残りの現有の「弩の柄」169。計169。「弩の柄」4は出して益陽県に輸送。「弩の柄」3は出して臨沅県に輸送。出したもの計7。今9月時点で現有の「弩の柄」は162)

卅七年、廷倉曹當計出券□一。8-500

卅年四月盡九月、倉曹當計禾稼出入券。

已計及縣相付受。廷第甲。8-776

(30年4月から9月まで、倉曹當計禾稼出入券。

すでに上計済みのもの及び県がたがいに付受しあったもの。 県廷第一。)

卅五年九月丁亥朔乙卯、貳春郷守辨敢言之：上不更以下徭計二牒。敢言之。8-1539

(35年9月亥朔乙卯、貳春郷の守である辨が申し上げます。「不更以下の徭役の上計」2牒を奉ります)

8-480、8-481、8-488、8-493では「司空曹計録」「倉曹計録」「戸曹計録」「金布計録」と自称している。これらはおそらく各部門が主管する「計」のまとめであろう。8-151が記す弩臂はおそらく「金布計録」中の「庫兵計」に属し、8-776が記す禾稼出入はおそらく「倉曹計録」中の「禾稼計」に属し、8-1539が記す「徭計」はおそらく戸曹計録中の「徭計」に属するものであろう。これらの中で8-1539は貳春郷の県への上計である。その他の2例は遷陵県から洞庭郡への上計にちがいない。

学者のなかには、「計」と「簿」は同じものとする人もいる<sup>18)</sup>。しかし、両者には違いがある。「簿」は元の書類であり、「計」は元の書類に基づき整理・総合された統合資料なのである。8-434号簡は玩味するに値するものである。

三月壹上發黔首有治爲不當計者守府上簿（簿）式

簡文は「三ヶ月ごとに一度、正常な上計の範囲内にはなかった徴発した民衆の上簿の格式」と称している。これが「計」と「簿」が異なるものということをうまく説明している。

睡虎地秦簡『效律』58-60号簡に「計脱實及出實多於律程、及不當出而出之、直（値）其賈（價）、不盈廿二錢、除；廿二錢以到六百六十錢、貲官畜夫一盾；過六百六十錢以上、貲官畜夫一甲、而復責其出毆。人戸、馬牛一以上爲大誤。（会計で実数に足りなかったり、実数が規定より多かったり、消却すべきでないのに消却しておれば、その値が22錢以下は、免罪。22錢より660錢までは、該官府の畜夫に罰金1盾。660錢以上は該官府の畜夫に罰金1甲、さらに消却した額を賠償させる。人口一戸、馬牛一頭以上は重大過失とする）」とある。また、『法律答問』209号簡に「可（何）如爲‘大誤’？人戸、馬牛及者（諸）貨材（財）直（値）過六百六十錢爲‘大誤’、其它爲小。（何を「大誤」とするのか。人戸や馬牛および貨材で値が660錢を越えた場合を「大誤」とし、それ以外は「小（誤）」とする）」とある。統計中の過失を「誤」と称し、簿記の時に「偽書を爲す」という重罪に属させているのとは異なっている。これも両者の違いを反映しているのである。

#### 4、課

課は考査の意味である。考査を通して順位をつけるのは課の引伸義である。

課の種類は多く、8-482や8-483等の簡が課の分類や体系を示している。

##### 【尉】課志：

卒死亡課、

司寇田課、

卒田課。

•凡三課。8-482

##### 郷課志：

□□□、

□食□□課、

黔首曆課、

寡子課、子課、

•凡四課。8-483

司空課志：

□爲□□□

□課、

□□□□課、

舂産子課、

□船課、

□□□課、

作務□□、

……8-486

畜官課志：

徒隸牧畜死負、剝賣課、

徒隸牧畜畜死不請課、

馬産子課、

畜牛死亡課、

畜牛産子課、

畜羊死亡課、

畜羊産子課。

•凡八課。8-490+8-501

倉課志：

畜彘雞狗産子課、

畜彘雞狗死亡課、

徒隸死亡課、

徒隸産子課、

作務産錢課、

徒隸行繇（徭）課、

畜鴈死亡課、

畜鴈産子課。

•凡……8-495

これらはただ課の名称のみである。課の具体的文書も残存している。8-132+8-344 に次の

ように記載している。

……冗募群戍卒百□三人。

……廿六人。・死一人。

……六百廿六人而死者一人。

尉守狐課。

十一月己酉視事、盡十二月辛未

(・・・冗募の群戍卒□3人。・・・26人。・死亡1人。・・・626人で死者1人。

尉の守である狐の課。11月己酉より調査遂行、12月辛未に終る)

これは8-482の「【尉】課志」の中の「卒死亡課」に属するに違いない。尉の守である狐は11月己酉より12月辛未までの23日の期間考査を進め、結果、626名の士卒中に1人が死亡した(「六百」の前に「千」の位があるかどうか不詳)とのことである。6-16に次のように言う。

守丞大夫敬課。

視事世八日。

8-132+8-344と比べると、こちらは一件の考課文書の後半部分だとわかる。課の対象と結論は今のところ明らかでない。

廿九年九月壬辰朔辛亥、貳春郷守根敢言之：牒書水火敗亡課一牒上。敢言之。8-645  
九月辛亥旦、史邛以來。/感半。邛手。8-645背

廿九年九月壬辰朔辛亥、遷陵丞昌敢言之：令令史感上水火敗亡者課一牒。有不定者、  
謁令感定。敢言之。8-1511  
已。

九月辛亥水下九刻、感行。感手。8-1511背

この2件の文書は緊密に係る。29年9月辛亥に貳春郷は「水火敗亡課」を県廷に送致し、その日の水下9刻の時刻に遷陵県は「水火敗亡課」を送致した。(その宛先は洞庭郡であったに違いない)。

余論

1、算術の形成と発展は、古代文明と国家の発展と密接な関係がある。『漢紀』成帝紀に「秦の時、獄官に事多く、文を省して易きに従い、これを隷に施す。故に之を隷書と謂う」とある。秦代の行政の算術に対する応用と依存は、隷書と似ていて、算術の普及と発展を促進したのかもしれない。事実がそのようなものであるか否か、そしてその具体的な表れがどのようなであったのかということは、我々が関心を注ぐに値する。

2、秦の苛酷な政治は、法律が厳格であった以外に、制度の煩雑さでも十分突出していた。「作徒簿」は、それぞれの徒隷の名と毎日の作業内容を記録していた。例えば、8-1002+8-1091、8-1055+8-1579 が示すように、たとえ一銭の出納であっても、すべて専門の文書に記載される必要があった。これは、以前我々が了解していなかった知識である。

3、秦王朝の基本は先に関中の一隅で実行されていた制度である。極めて短時間の内に迅速に新たに占領した新地域を拡大した。この勢いは必ずや技術人員の不足をもたらす。我々は「員程」を語った際、「缺吏」という現象が遍く存在しているのを見た。8-137ではさらに「毋書史、畜官課有未上。（書吏がいない。畜官課のうちまだ献上していないものがある）」と言う。岳麓書院秦簡が記載する律令の中に、秦の元の統治地区で過失を犯した官吏を「新地の吏」に任じるという条文がある<sup>19)</sup>。これは、官吏の欠乏に対して採用された一便法であった。行政の運用の中で、煩雑な算術の作業は、実際は秦王朝の作業効率と官吏群の資質の低下を一定程度もたらした、と言えるであろう。

注

- 1、韓巍「北大秦簡中の数学文献」（『文物』2012年第6期）。「和攻」は「程功」の誤りであろうか。『秦律十八種』徭律 122-123 に「縣爲恒事及瀦有爲毆（也）、吏程攻（功）、贏員及減員自二日以上、爲不察」とある。
- 2、湖南省文物考古研究所『里耶發掘報告』（岳麓書社2006年）の203-211頁。
- 3、湖南省文物考古研究所・湘西土家族自治州文物処・龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戰国一秦代古城一号井發掘簡報」（『文物』2003年第1期）。『里耶發掘報告』は「徒」を「徒」に誤る。
- 4、「田提封」とは土地の総数のこと。『漢書』刑法志に「一同百里、提封萬井」とあり、李奇注に「提、擧也、擧四封之内也」と云う。岳麓書院秦簡 0842 号簡にも「田五十五畝、租四石三斗而三室共段（假）之、一室十七畝、一室十五畝、一室廿三畝、今欲分其租。述（術）曰、以田提封數、・・・」とある。

- 5、8-855に「下臨沅請定獻枳枸程」が見える。
- 6、于振波「從簡牘看漢代的戶賦与芻稟税」（『故宮博物院院刊』2005年第2期）。
- 7、『秦律十八種』效律168-170に云う「入禾、萬石一積而比黎之爲戶、籍之曰：「詹禾若干石、倉畜夫某・佐某・史某・稟人某。」是縣入之、縣畜夫若丞及倉・郷相雜以封印之、而遺倉畜夫及離邑倉佐主稟者各一戸、以氣（籩）人。其出禾、有（又）書其出者、如入禾然（禾を倉庫に入れるには、一万石を一積として排列し、倉門を作り、これを登記して云う「某倉の禾は若干石ある。倉畜夫の某・佐の某・史の某・稟人の某」と。その県にあって倉に入れば、県畜夫もしくは丞、および倉・郷の主管する者が共同で封緘せよ。そして、倉畜夫と離邑の倉佐で稟給を主管する者それぞれ一戸を留めて食料を送れ。禾を出す時も、その出す者（の名）を（帳簿に）書くこと、禾を入れる時と同様にせよ）」と。
- 8、李学勤「初読里耶秦簡」（『文物』2003年第1期）
- 9、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈』第一卷（武漢大学出版社、2012年）頁92。
- 10、荊州博物館編『荊州重要考古發現』第210-211頁、文物出版社2009年。彭浩「讀松柏出土的西漢木牘（一）簡帛網2009年3月31日、胡平生「松柏漢簡“令丙九”釈解」簡帛網2009年4月4日を参照。
- 11、于振波「秦律中的甲盾比價及相關問題」（『史学集刊』2010年5期）、および田村誠「岳麓書院『数』訳注稿（2）」（『大阪産業大学論集（人文社会科学編）17号、2013年2月』を参照。
- 12、馬怡「秦簡所見貨錢与贖錢－以里耶秦簡“陽陵卒”文書爲中心」（『中国簡帛國際論壇2012：秦簡牘研究』論文、武漢大学2012年11月）。
- 13、参照于振波「秦律中的甲盾比價及相關問題」。
- 14、初山明「刻齒簡牘初探－漢簡形態論」（『木簡研究』17号、1995年）漢語訳は『簡帛叢書』第2輯（湖南人民出版社、1995年）に載る。
- 15、私の初稿で「同券齒」はおそらく券書の記す「錢六萬」と刻齒が示す六萬が同じであると推測した。大川俊隆教授の教示によれば、彼と初山明・張春龍先生の共同研究の成果では異なった見方があるとのことである。
- 16、陳松長「睡虎地秦簡「閔市律」弁正」。さらに陳偉「關於秦与漢初「入錢緡中」律的幾個問題」（『考古』2012年第8期）を参照せられたい。
- 17、我々は『里耶簡牘校釈』第1卷の中で、「將捕爰」の「將」を「～しようとする」と理解した。しかし、誤りであったかもしれない。「將」はおそらく動詞で、「率いる」の義であろう。
- 18、李均明「里耶秦簡“計録”与“課志”解」（『中国簡帛國際論壇2012：秦簡牘研究』論文、



里耶秦簡に見える秦代行政と算術（陳 偉）

武汉大学 2012 年 11 月）。

19、于振波「秦律令中的“新黔首”与“新地吏”」（『中国史研究』2009 年 3 期）。